

令和 7 年大和市農業委員会第 6 回総会議事録

令和 7 年 6 月 2 7 日（金）午前 1 0 時開会

大和市役所 5 階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員

2 番 大 沼 茂 樹 委員

3 番 眞 壁 浩 二 委員

4 番 遠 藤 一 直 委員

6 番 渡 邊 みどり委員

8 番 田 邊 義 之 委員

1 0 番 荻 窪 登 委員

1 1 番 池 田 俊一郎委員

1 2 番 木 村 賢 一 委員

1 3 番 古谷田 和 子 委員

1 4 番 保 田 雄 一 委員

1 5 番 長谷川 慶太郎委員

2. 本日の欠席委員

7 番 富 澤 克 司 委員

1 6 番 関 水 好 美 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主事 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 1 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

日程第 4 報告第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出
について

日程第 5 議案第 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による使用貸借権設定許可申請
について

日程第 7 議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規
定による農用地利用集積等促進計画（案）について

日程第 8 議案第 18 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条
の規定による承認申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

議案第 15 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による使用貸借権設定許可申請について

議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農
用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 18 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定によ
る承認申請について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 12 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 6 月大和市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、13 番、古谷田和子委員、1 番、高橋守委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料の 1 ページをごらんください。

5 月 29 日、さがみ農業協同組合第 30 回通常総代会が茅ヶ崎市で開催され、眞壁会長が出席されました。

6 月 2 日、令和 7 年度農地中間管理事業等の推進に係る会議が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

6 月 23 日、神奈川県農業会議第 56 回通常総会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について何かご意見等はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは私から、5 月 29 日にさがみ農業協同組合の通常総代会に出席させていただきました。農業委員の皆さんの中にも出席をしていただいた方が何人かいらっしゃったかと思います。例年どおり長時間にわたり総代会が行われ、お米の価格高騰のこともあり、JA のあり方みたいなものも少し話に出ておりました。

それから、6 月 2 日の農地中間管理事業等の推進に係る会議ですが、県庁本庁舎の大会議場を会場として開催されました。今年 4 月から農用地利用集積等促進計画の手續など、かなり変更になっているところがありますので、その変わ

ったところを詳しく説明がございました。

次に、6月23日は、神奈川県農業会議の56回通常総会に出席させていただきました。議案は全て可決されまして、滞りなく通常総会は終了となりました。

以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第19号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第19号については議案書1ページの4件が、報告第20号については議案書2、3ページの6件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第19号の1番についてですが、届出の地目は畑で、ここに「貸住宅 木造2階建 14棟」を建てられた場合、ここへの車なり徒歩なりでの進入路はどのようになるのか、教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 報告第19号の1番の農地の南東側に土地所有者の自宅があり、自宅の東側が道路に接道しています。この自宅の南側から農地にかけて新たな道路が設置されていますので、その道路が進入路となります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 新たな道路というのは、現状、既に設置されているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現状、道路はできています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、今後、付近の農地が道路として転用されることはないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 そのほかございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 確認ですが、報告第19号の1番については、2階建ての貸住宅を14棟つくるということでよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○木村委員 あと、報告第19号2番と3番については、登記の地目が畑になっているため、これを変更したいということですね。

○議長 事務局。

○事務局 既に現況の地目は宅地になっており、今回は登記の地目を畑から宅地に変えたいということです。

○議長 木村委員。

○木村委員 報告第19号の4番について、今までは畑で耕作されていたところを駐車場40台ということで、ここは月極なのか、あるいは法人などへ一括貸しなのか、貸し方を確認しているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 転用目的として貸駐車場ということは確認していますが、月極なのか法人への一括貸しなのかは確認していません。

○議長 ほかによろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　最初に補足説明いたします。調整区域内の農地転用許可は県知事が行うこととなりますが、農業委員会では許可申請書を受け付け、総会において申請内容を審査し、許可相当、不許可相当などの意見を付して県知事に申請書類を送付します。

それでは、議案第15号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書4ページ、資料6から7ページをご覧ください。

申請内容は議案書に記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページに斜線で示しております。地目は田で、現況は畑となっております。転用目的は、貸資材置場及び駐車場です。横浜市で塗装業を営む法人に貸出す計画です。借受け予定法人は、これまで受注した工事では協力会社に発注するなどして、自社資材は保有せず業務を行っていましたが、今後、業務を内製化するため、仮設足場材、塗装防水資材及びトラックを購入することになり、それに伴い資材と車両を保管する土地が必要となって探していました。

申請人については、加齢により耕作が困難になってきており、また、後継者もないため申請地の有効活用を考えていたところ、不動産会社の紹介で、法人からの資材置場及び駐車場として借りたいという申入れを受け、転用するに至りました。

申請地は、東名高速道路横浜町田インターチェンジから直線距離で約2kmと近いいため、神奈川県、東京都の現場が多い借受法人にとって業務上好都合です。また、申請地は借受け法人の代表と現場を指揮する取締役の両名の自宅の中間の位置にあるため、業務の効率性にも大きな利点があり、申請地の位置は妥当であると考えます。従業員通勤車両が3台、2tトラックが3台、フォークリフトが1台の駐車スペースと仮設足場材、塗装防水資材の保管スペース、そして車の旋回スペースを確保する計画であり、面積は妥当であると考えます。被害防除につきましては、北側の農地との境界に高さ30cmほどの土留め鋼板を設置して、土砂流失等周囲への影響を未然に防止します。東側の隣地につきましては、隣地との境界に既に鋼板が設置されているため、鋼板の設置は行いません。申請地は砂利敷仕上げとし、雨水は自然浸透で処理する計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し農地の広がり10ha未満であることから、第

2種農地と判断いたしました。

令和7年6月16日に、申請人の代理人、申請人のご子息、荻窪委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 6月16日に私と事務局と一緒に現地に赴きました。今回の申請人の代理人と申請人のご子息にお会いし、現地を確認しました。内容は事務局の説明とおりです。本申請の意思を確認し、塗装業を営む法人のための資材置場及び駐車場としての利用をしていく旨の返答を受けました。また、現地の境界、周辺への被害防除等、申請人の代理人から直接確認することができました。今回の転用につきましては、やむを得ないと思います。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第15号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第6、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第16号をご説明いたします。議案書は5ページ、資料は8、9ページ

をごらんください。

申請地及び申請者は議案書に記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料 8 ページの斜線で示しております。登記地目は畑で、現況も畑です。自己住宅として転用するものです。貸人は母、借人は長女とその夫という関係です。借人は、子の成長により手狭となった賃貸住宅から転居する必要がある、母及び祖母の緊急時に駆けつけられる距離に住宅建築を希望しています。そのため貸人は、母及び祖母が道路向かいに住む当該地を薦めるに至りました。借人は土地を保有しておらず、貸人は当該農地以外に適地を所有していません。親族宅の近くであることから、立地については妥当です。面積は分家住宅に相応であり、規模としても妥当です。都市計画法の開発許可が見込まれており、許可後は、遅滞なく申請の用に供するための工事着工がなされると認められます。

農地の区分は、市街化区域に近接し農地の広がりがあることから、第 2 種農地と判断いたしました。被害防除については、コンクリートブロックにて雨水等が農地へ流出しないようにします。第 2 種農地ではありますが、代替地がなく、被害防除措置等も十分に配慮されていることから、転用はやむを得ないと考えます。

令和 7 年 6 月 13 日に、代理人、貸人、渡邊委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。
渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 6 月 13 日に私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。今回の代理人、貸人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明とおりです。現地の境界、周辺への被害防除等を確認することができました。今回、転用することはやむを得ないと思います。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。
木村委員。

- 木村委員　確認ですけれども、貸人である土地所有者の長女とその夫が借人ということなのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　そのとおりです。
- 議長　木村委員。
- 木村委員　分家住宅を建てられるということですから、これは土地所有者が住宅を建ててあげて、それを長女とその夫が借りるということになるのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　住宅を建てるのは長女とその夫になります。使用貸借するのは土地の部分になります。
- 議長　木村委員。
- 木村委員　この畑はこれまで貸人の母が主に耕作をしているところですが、資料８ページの斜線部分の西側道路は６ｍの幅員になっています。その道路に接道している斜線部分の細長い部分は何メートルぐらいの幅になっているのでしょうか。２メートル以上あれば問題ないと思いますが。
- 議長　事務局。
- 事務局　西側道路に接している斜線部分に関しては、３．５ｍの幅があります。
- 議長　木村委員。
- 木村委員　斜線部分の細長い部分は幅が３．５ｍあるわけですね。わかりました。
- 議長　そのほか。長谷川委員。
- 長谷川委員　今回の対象地の北側と南側の土地ですが、それぞれ貸人とは別の方が所有している農地なのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　今回の対象地である斜線部分の北側の土地については、今回の対象地と同じ所有者になります。南側の土地は別の方です。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　転用目的が分家住宅ということで、１棟６７．３１㎡と議案書にありますが、これは斜線部分が６７．３１㎡なののでしょうか。
- 議長　事務局。

○事務局 建物の床面積が 67.31㎡となります。斜線部分の土地の面積は 276㎡です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 斜線部分の北側の土地が同じ所有者であれば、西側の道路に分家住宅の土地を寄せたほうが、残った畑を有効的に使えると思うのです。特に斜線部分の北東側は残っている土地が細くなってしまっています。西側の道路に寄せたような形にすれば、この細くなってしまっている部分が畑として有効利用できると思うのですが、なぜ、このような形になったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今のご質問ですが、分家住宅の土地を西側に寄せて、残りの東側の土地を畑にということでしょうか。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そのとおりです。分家住宅の土地を西側に寄せれば、細くなってしまっている部分が必要なくなります。67.31㎡の分家住宅を建てるために、276㎡の土地が必要になりますので、より畑を残した状態で分家住宅を建設することができると思うのですが。

○議長 事務局。

○事務局 今回の対象地がなぜこの位置になったのか、その理由は確認していませんが、西側に分家住宅の土地を寄せた場合、東側の畑に対しての進入路がなくなってしまうからではないかと思います。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 東側を畑にした場合の進入路については、今回の対象地でも西側の道路に接している幅が 3.5m とれているわけですから、これだけあれば建物を北西側もしくは南西側のほうに寄せれば、より畑として残して建物も建てられ、一番いい形になるのではないかと思ったのですが、なぜ今回の位置になった理由は特に確認していないということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 確認しておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 わかりました。

○議長 木村委員。

○木村委員 ここは私の地元で、先ほども話をしましたが、これまでこの畑は全て貸人の母が主に耕作をしていたところです。その孫に当たる娘さん夫婦が斜線部分に分家住宅を建て、残った畑は引き続き高齢の貸人の母が、まだ元気ですので、農作業をされると思います。そのために貸人の母が農作業しやすい西側の道路側に畑を残したということだと思います。

さらに、斜線部分の北東側に残っている細くなっている土地は、貸人等に確認したわけではありませんが、貸人の家と斜線部分の東側の家の方とは、お付き合いがありますので、ここを通行路にして出入りするために残しているのではないかと思います。長谷川委員からご質問がありましたが、今回の申請で事務局では、そこまで確認する必要がなかったので答えられなかったと思います。

○議長 池田委員。

○池田委員 一般的に分家住宅というのは、第三者が住むことは違法になっていると思います。住むのには親族関係と法律等に定められていると思うのですが、どの範囲の親族まで分家住宅に住むことができるのか。また、分家住宅を建てるのには、いろいろな条件というものがあると思うのですが、その条件はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご質問の農家における分家住宅の建築には幾つかの要件がございます。市街化調整区域の場合については、農地転用の許可とあわせて開発の許可が同時に必要となり、その要件は、まず本家との関係性になります。今回は娘さんの世帯ですが、どれぐらいの親族の範囲かといいますと民法上の通常の親族の範囲、6親等内の血族と3親等内の姻族となります。一般的な親族が独立して居を構える場合に、この分家住宅の要件に該当するということになります。

そのほかの要件としましては、当該敷地の面積の要件というものがあまして、それが150㎡以上400㎡以下という要件で、今回の敷地の面積は276㎡になりますので、その要件に該当していることになります。

その他にも幾つか要件がありますが、例えば本家と分家になる方が、市街化区

域に適当な土地を所有していないことや、当該地しか適当な場所がないこと、また、本家の世帯が農業を営む者であることといった要件があり、これらの要件を今回は満たしているので、農地転用の許可及び開発の許可の要件に該当しているということになります。

○議長 池田委員。

○池田委員 今の説明によりますと、分家住宅に住む方というのは、第三者は違法になるということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 要件を満たしていないということになりますので、そのとおりだと思います。

○池田委員 分家住宅の土地の面積というのは、150㎡から400㎡の範囲内ということですが、農家の本家住宅にも建てるのに要件があると思うのですが、本家住宅と分家住宅で要件の違いというのはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回は分家住宅ということで、要件を先ほど申し上げました。本家住宅とは農家世帯そのものが居住するために建てる住宅を言いますが、本家住宅についても、別途要件があると承知しています。

○議長 池田委員。

○池田委員 分家住宅に住む親族についてですが、例えば国内に住んでいない、国外にずっと居住していた親族のために分家住宅を建てて、そこに居住をさせるといったことは可能なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 分家住宅は居住する方が独立して生計を営むことができ、また建設の資金を確保できる見込みで、当該地できちんと居を構えて生活をするということが要件になっていて、以前の居住地が国内か、国外かといったことについての要件は特にはないと考えています。

○池田委員 わかりました。

○議長 木村委員。

○木村委員 今回の分家住宅は、市外に住んでいる土地所有者の娘さん夫婦が、土地を借りて、家を自分達で建てるということで、分家住宅の申請としては、何ら問

題ないということによろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 そのほかありますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 貸人は、今年1月に506㎡でこの土地を相続して取得され、今回、その内276㎡を使用貸借するということですが、残りは畑で適正に管理するということによろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 残りは畑で耕作をすると聞いております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 借人は貸人の長女ということですが、他にも貸人の子どもはいらっしゃるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 貸人には、長男、次男、長女の3人のお子さんがいらっしゃいます。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 そうすると、今後、今回の276㎡以外の残りの農地に、他の子どもの分家住宅が建設されるという可能性はあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 可能性としてはあると思います。

○田邊委員 どうもありがとうございました。

○議長 そのほか。大沼委員。

○大沼委員 議案書の借人の欄に持分という記載がありますが、これについてよく知らないで教えてほしいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 建物を建てる際に、どれぐらいの割合で出資するかというもので、一般的には登記簿にその割合が共有持分として記載されるものです。

○大沼委員 わかりました。

○議長 ほかによろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 今の持分についてですけれども、貸人の長女が持分700分の1、その

夫が700分の699ということでしょうか。

○事務局 そのとおりです。

○長谷川委員 仮に貸人の長女の夫が700分の700の持分だった場合は、分家住宅の建築は可能なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 分家住宅を建てるのにあたっての土地の使用貸借は、親族の方が借人にならなければならないため、必ず長女の方が少なからず持分を持たなければならないことになります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 親族である長女が700分の1なり、仮に1,000分の1なり、多少なりとも持分がなかったら、この申請は通らなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第16号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを採決いたします。

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第16号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第7、議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第17号についてご説明いたします。

まず、4月から本格的に運用されている議案となりますので、改めて補足説明をいたします。

3月までは市街化調整区域内の貸し借りの方式は2つあり、1つは、所有者と耕作者が直接相対で賃借する方式、もう1つは、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から借りて耕作者に貸付ける方式です。令和5年度に法改正がありましたが、相対による賃借についても引き続き可能となっております。この4月より、農地中間管理機構が所有者から借りて耕作者に利用させる方式のみとなりました。

新しい制度についての資料をお手元にご用意いたしました。1枚目は、「農地中間管理事業を活用しましょう」と記載のあるチラシです。2枚目は、「農地法、その他の農業に関する法令の遵守の状況等」と記載のある資料です。

まず、1枚目の資料は制度の全体像になりますが、皆様に係る主な変更点として、1つ目、農地中間管理機構が間に入るために事務処理に時間がかかり、例えば9月1日開始の賃借は6月総会にかける必要があり、今までより1カ月前倒しとなっております。2つ目として、賃料の支払いが12月の固定となっております。耕作者は農地中間管理機構へ支払い、所有者は農地中間管理機構から受け取ります。

次に2枚目の資料について、この4月のタイミングで法改正があり、権利設定を受ける者、つまり農地を借りる者の要件に、農業関係法令の遵守状況が追加されました。農業委員会が農地の権利移転を許可する場合、農地の権利取得希望者が農業関連法令に違反していないかについて確認します。そのため、この資料のように受手に違反状況を申告していただくことになります。

では、受付番号1番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書6ページ、資料は10、11ページとなります。

大和市長から、令和7年6月10日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,540㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和7年9月1日から令和8年8月31日までの1年間、賃貸借権を設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在

9, 378.6 m²を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。

借人の農法は、農薬は全く使っておらず、肥料は化学肥料を使わない自然のものだけを使っているということです。また、横浜市の認定新規就農者で、経営開始資金の補助金を利用しており、日本政策金融公庫の青年等就農資金の制度を活用しております。

令和7年6月16日に木村委員と事務局で現地に赴き、貸人の代理人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、借人の経営状態、従事日数など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

木村委員、お願いします。

○木村委員 事務局から説明がありましたように、6月16日に現地に参りまして、貸人の代理人と借人にお会いして現地で確認させていただきました。現地は、現在は芝生ですが、近々整地するということです。また、借人については、1町歩近く既に周辺の畑を借りていますので、今回も新たに貸付けることについては、問題ないと思います。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 自然農法等、少しこだわりをもって耕作をされているということですが、現在、耕作をしている農地で近隣の方とのトラブル等はあるのでしょうか。自然農法等ですと雑草をそのままにするなど、近隣の方との調和や関係性がうまくいっていない場合もあると思うのですが。

○議長 事務局。

○事務局 現在、近隣の方とのトラブル等の話は聞いていません。

○議長　　そのほかございますでしょうか。木村委員。

○木村委員　　借人は農業経営者１名と農業専従者３名の合計４名で、数年前から市内の上和田地区を中心に農地を借りている法人です。横浜市の農地とトータルで２町歩ぐらい耕作されており、今後３町歩ぐらいまで増やしていきたいと言っておられました。代表者の年齢も若く、非常に農業に意欲的で、国の補助金等も利用しているので、今後、模範的な農業法人になってもらえればと期待しています。

○議長　　ほかございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第１７号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを採決いたします。

本件について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第１７号は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長　　日程第８、議案第１８号、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　議案第１８号についてご説明いたします。

令和７年６月１０日付で申請を受けています。議案書は７ページ、資料は１２、１３ページになります。新規の承認申請です。

なお、今回承認を求める農園の１区画の面積は、小さいところで１７㎡、大きいところで１３６㎡となります。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。区画数は全８区画となります。

令和７年６月１７日に富澤委員と事務局で現地等の状況を調査いたしました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付に関する農地法等の特例

に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

本日、富澤委員が欠席のため、事務局、お願いいたします。

○事務局 事務局で代読させていただきます。

本件について、6月17日に私と事務局で現地確認を行いました。現地は管理されておりました。市民農園として使用することに問題ないと思われます。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 資料の12ページの斜線部分を市民農園として貸すということで、斜線部分の間にある白い部分は所有者が自分で耕作するということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 ほかは。池田委員。

○池田委員 8区画それぞれ面積が違うのですが、市民農園として借りる場合、面積によって借りる金額が変わるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 借りる区画の面積の大きさに応じて金額も変わります。広い区画を借りる場合は金額も高くなります。

○議長 池田委員。

○池田委員 参考までに、借りる金額がわかれば教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 一番小さい区画の17㎡で4,250円、一番大きい区画の136㎡で3万4,000円となっています。

○議長 池田委員。

○池田委員　市民農園の1つの区画というのは、幾らでも広くて構わないのですか。例えば、今回の農地を市民農園として2分の1ずつ2区画で使うとか、全部1区画で使うとかはできるのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　市民農園の1区画の面積は10aを超えないものとなっており、また、複数の区画を設けることとなっていますので、農地全体を1区画のみとして、1人に貸すことはできません。

○議長　池田委員。

○池田委員　複数というのは何区画のことでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　2区画以上であれば条件を満たしていると判断しています。

○議長　池田委員。

○池田委員　例えば、今回の農地を2分の1ずつ2区画というのも可能でしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　可能です。

○議長　ほかよろしいですか。田邊委員。

○田邊委員　今回の8区画ですが、写真を見る限り、全て貸先は確保されているということなののでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　今までは農園利用方式で農家の指導のもと農地を活用されてきましたが、今後は市民農園として、これまで指導を受けていた方々が各区画を利用すると聞いています。

○議長　ほかいかがですか。池田委員。

○池田委員　先ほど質問した区画別の金額ですが、指導を受けていた方々は、これまでも区画別の金額を払っていたのでしょうか。それとも新たに設定したのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　これまで農園利用方式で農業体験をしていたことに対して金銭が発生していたかは確認していません。今回、市民農園を開設するにあたり、各区画の金額

を新たに設定したと伺っています。

○議長　よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第１８号、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請についてを採決いたします。

本件について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　挙手全員であります。よって、議案第１８号は、承認することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和７年６月大和市農業委員会第６回総会を閉会いたします。

午前１１時０６分　閉会